平成２８年（再イ）第９号
秋田市新屋南浜町14番19号
再生債務者　安場　俊行
1　決議に付する再生計画案　平成28年11月４日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年12月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年12月13日まで
平成28年11月22日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第２５号
兵庫県明石市魚住町清水1574番地の12
再生債務者　大石　哲司
1　決議に付する再生計画案　平成28年11月10日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年12月26日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年12月26日まで
平成28年11月22日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２８年（再イ）第３１号
兵庫県明石市魚住町長坂寺343番地の１
再生債務者　坂元　辰弥
1　決議に付する再生計画案　平成28年11月４日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年12月26日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年12月26日まで
平成28年11月22日
神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成２６年（再イ）第１０号
東京都青梅市野上町３丁目10番地の１　霞台第２住宅　21―307
再生債務者　橋口　弘宣
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成26年５月27日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成28年11月22日
さいたま地方裁判所川越支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第２２号
京都市右京区花園宮ノ上町53番地２
再生債務者　横江　秀久
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成28年11月21日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再口）第８号
埼玉県川越市石原町１丁目６番地11　（山吹の郷403号室）
再生債務者　小名木要一
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年12月８日まで
4　一般異議申述期間　平成28年12月22日から平成29年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再口）第１００５０号
東京都国立市谷保3079―２　サンドラッグ国立寮（住民票上の住所）石川県白山市八幡町103―２
再生債務者　北山　優輝
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年12月19日まで
4　一般異議申述期間　平成29年１月４日から平成29年１月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再口）第５号
奈良市宝来４丁目９番31―202号
再生債務者　大曽根　崇
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年12月19日まで
4　一般異議申述期間　平成28年12月27日から平成29年１月10日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（再口）第２号
松江市南平台９番34号
再生債務者　佐藤　清治
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年12月20日まで
4　一般異議申述期間　平成28年12月27日から平成29年１月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（再口）第５号
静岡県浜松市中区西丘町428番地
再生債務者　大谷　紀人
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年12月21日まで
4　一般異議申述期間　平成29年１月４日から平成29年１月13日まで
静岡地方裁判所浜松支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再口）第１号
埼玉県八潮市大字伊勢野278番地９
再生債務者　竹田　康貴
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年11月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年12月12日まで
平成28年11月21日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再口）第１００１５号
東京都足立区足立２―30―４
再生債務者　栗須　幸道
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再口）第２号
愛媛県北宇和郡松野町大字延野々1818番地
再生債務者　吉福　幸治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月22日
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（再口）第２号
秋田市添川字境内川原96番地９
再生債務者　小野　祐樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月21日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（再口）第２号
広島県尾道市御調町白太130番地
再生債務者　山崎　好美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年11月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月22日　広島地方裁判所尾道支部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年十一月二十四日
掲載頁　六十一頁（号外第二五八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年十一月二十四日
掲載頁　六十二頁（号外第二五八号）
平成二十八年十二月一日
東京都渋谷区円山町二三番二号
（甲）セルプロモート株式会社
代表取締役　山田　泰光
東京都渋谷区円山町二三番二号
（乙）ソーシャルゲームファクトリー株式会社
代表取締役　山田　泰光